

お知らせ

令和7年12月
JAバンク新潟県信連

貯金規定の一部改正について

令和8年4月1日付で貯金規定を一部改正いたします。
なお、改正内容の詳細につきましては、別添新旧対照表をご参照ください。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

JAバンク新潟県信連 営業部

TEL : 025 - 211 - 2141



【改正後】

当座勘定規定

1. ~ 7 (省略)

8. (手形、小切手用紙)

- (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預貯金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。
- (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。

(削除)

- (5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

9. ~ 1 2 (省略)

1 3. (支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。(削除)

1 4. (省略)

1 5. (届出事項の変更)

- (1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章(削除)を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当組合からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1 6~2 8 (省略)

2 9. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があつたこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）

【改正前】

当座勘定規定

1. ~ 7 (省略)

8. (手形、小切手用紙)

- (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預貯金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。
- (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。

(5)手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

- (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

9. ~ 1 2 (省略)

1 3. (支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

1 4. (省略)

1 5. (届出事項の変更)

- (1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章、通帳を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当組合からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1 6~2 8 (省略)

2 9. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があつたこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）

【改正後】

- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- ③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと
- ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があつたこと
 - A 取引店舗の変更
 - B 相続等による口座名義人の変更

3.0.～3.1（省略）

3.2.（規定の変更等）

(1)～(2)（省略）

【小切手用法】

1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. ～7（省略）

（削除）

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6	
漢数字	壹	壱	弐	弎	貳	貳	參

7	8	9	10	100	1,000	10,000
七	漆	質	八	捌	九	玖

〈その他〉金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

【約束手形用法】

1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

2. ～7（省略）

（削除）

【改正前】

- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- ③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと
- ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる（追加）顧客情報の変更があつたこと
 - A 取引店舗の変更
 - B 相続等による口座名義人の変更

3.0.～3.1（省略）

3.2.（規定の変更等）

(1)～(2)（省略）

【小切手用法】

1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. ～7（省略）

8. 小切手用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6	
漢数字	壹	壱	弐	弎	貳	貳	參

7	8	9	10	100	1,000	10,000
七	漆	質	八	捌	九	玖

〈その他〉金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

【約束手形用法】

1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

2. ～7（省略）

8. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

【改正後】

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6	
漢数字	壹	壱	弐	弌	貳	貳	參

7	8	9	10	100	1,000	10,000	
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

【為替手形用法】

1. この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。

2. ~9 (省略)

(削除)

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6	
漢数字	壹	壱	弐	弌	貳	貳	參

7	8	9	10	100	1,000	10,000	
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以 上
(令和8年4月1日現在)

【改正前】

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6	
漢数字	壹	壱	弐	弌	貳	貳	參

7	8	9	10	100	1,000	10,000	
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

【為替手形用法】

1. この手形用紙を用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。

2. ~9 (省略)

10. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6	
漢数字	壹	壱	弐	弌	貳	貳	參

7	8	9	10	100	1,000	10,000	
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以 上

(令和7年4月1日現在)